

枝幸町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和2年3月
枝 幸 町

目 次

1	背景	1
2	基本的事項	2
2.1	計画の目的	
2.2	計画の策定方針	
2.3	計画の位置づけ	
2.4	基準年度、目標年度	
2.5	対象とする範囲	
2.6	対象とする温室効果ガスの種類	
3	温室効果ガス排出量の状況	8
4	計画の目標	11
4.1	温室効果ガスの削減目標	
4.2	森林吸収源対策	
5	目標達成に向けた取り組み	12
6	推進体制・進捗管理	13
6.1	計画の推進体制	
6.2	計画の進捗管理	
6.3	目標年度（2030年度）における二酸化炭素排出量	
7	SDGsの取り組み	17
7.1	SDGsの概要	
7.2	本計画におけるSDGsの目標	

1 背景

地球温暖化問題に関する国内外の動向

わが国では、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比較で26.0%削減することが示されています。その削減目標のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」の排出量の削減の目安を40%と設定しており、枝幸町においても、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むことが求められています。

世界的には、2015年にフランスのパリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、その中で全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効されました。

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）において、地方公共団体の事務・事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

本町においては、これまでも公共施設のLED化、ハイブリッドカーの導入等による光熱水費の削減や、適切な森林整備・保全等により地球温暖化の防止に取り組んできましたが、国が示す削減目標の実現に向けて、さらなる温室効果ガスの削減及び温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組むことを目的として地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、「枝幸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

本計画は、2019年度から2030年度までの本町の事務・事業において排出する温室効果ガスの排出量の削減を推進し、全職員を対象とした計画です。

2 計画の基本的事項

2.1 計画の目的

本計画は、温対法第 21 条に基づき、本町の事務・事業に関する温室効果ガス排出量の削減に向けて、推進すべき取り組みについて示すものです。

また、自ら温室効果ガス削減に資する率先的な取り組みを行うことにより、町民・事業者の模範となる計画です。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条

第 21 条

1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第 5 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2.2 計画の策定方針

(1) 地球温暖化対策に取り組む意識を高め、行動を即す計画とします。

職員が本計画を理解し、温暖化対策のために行動する際に役立つ計画とします。

(2) 町民・事業者の温暖化対策の実施を促すことにつながる計画とします。

地球温暖化対策は、省エネルギー化によるエネルギーコスト削減や地域産業の活性化にも寄与します。町の公共施設において温暖化対策を率先して実施することで、町民・事業者に対して温暖化対策の実施を促します。

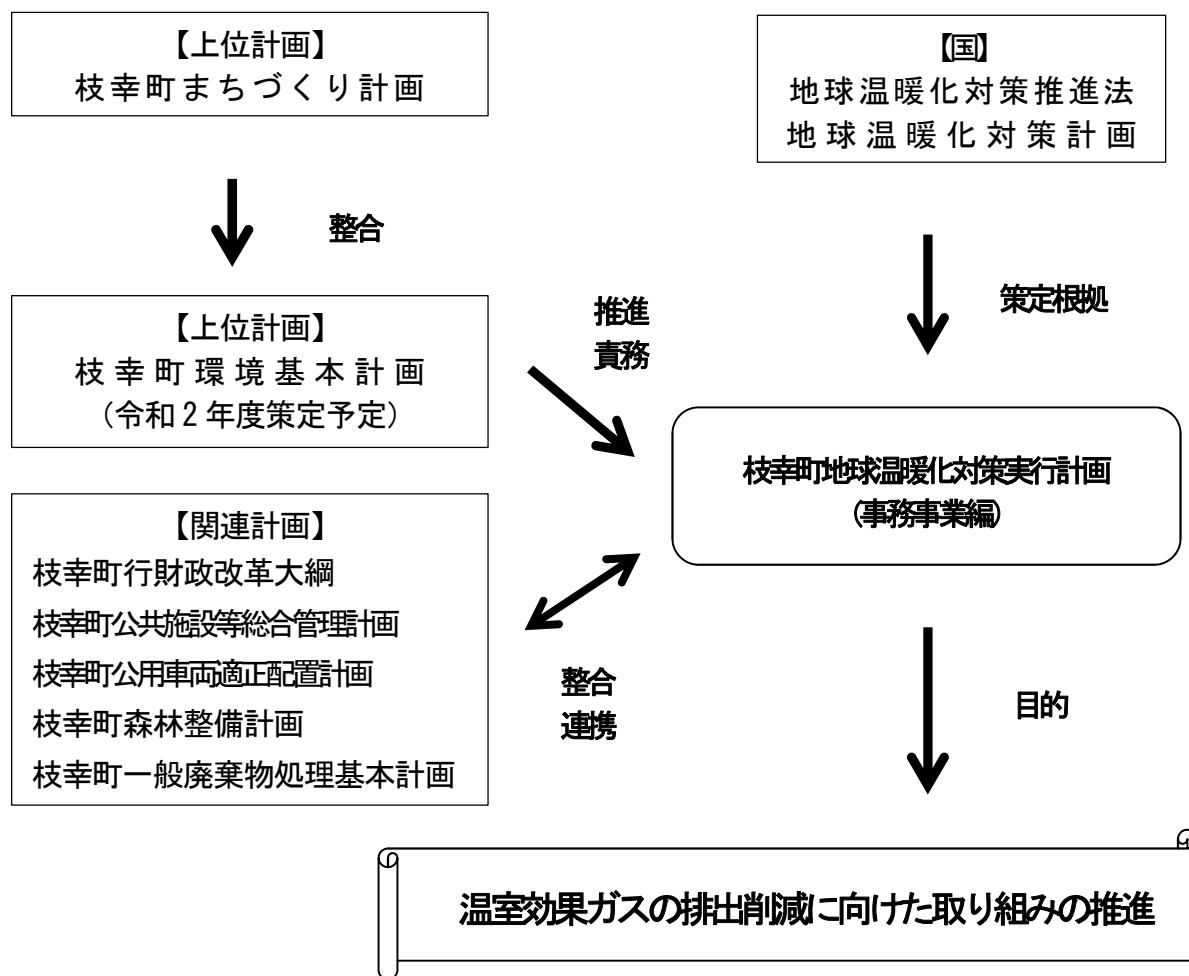
(3) 着実な成果を生み出す進行管理方法を確立します。

着実な成果を生み出すために、ひとつひとつの積み重ねから成果を着実に出して、次の行動につながる意欲を高めていく進行管理方法を構築します。

2.3 計画の位置づけ

本町では本計画に基づき、枝幸町まちづくり計画、その他関連計画との整合を図りながら、庁内における地球温暖化対策の取り組みを推進します。

また、本計画の上位計画にあたり、町の環境保全を総合的かつ計画的に推進する「環境基本計画」については、令和2年度に策定します。



2.4 基準年度、目標年度

本計画の基準年度は、2016年度とします。

目標年度は、国の地球温暖化対策計画の中期目標である2030年度とします。また、計画の見直しは、計画開始から3年後の2021年度に行います。

年度	2016年度	2019年度	2021年度	2024年度	2027年度	2030年度
進行内容	基準年度	策定年度	見直年度	見直年度	目標年度	目標年度

2.5 対象とする範囲

本計画では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、基本的に当町が行うすべての事務・事業を対象とし、温室効果ガスの排出量を推計し、目標達成に向けた取り組みを示します。

対象とする組織・施設は、表1に示します。

【表1】

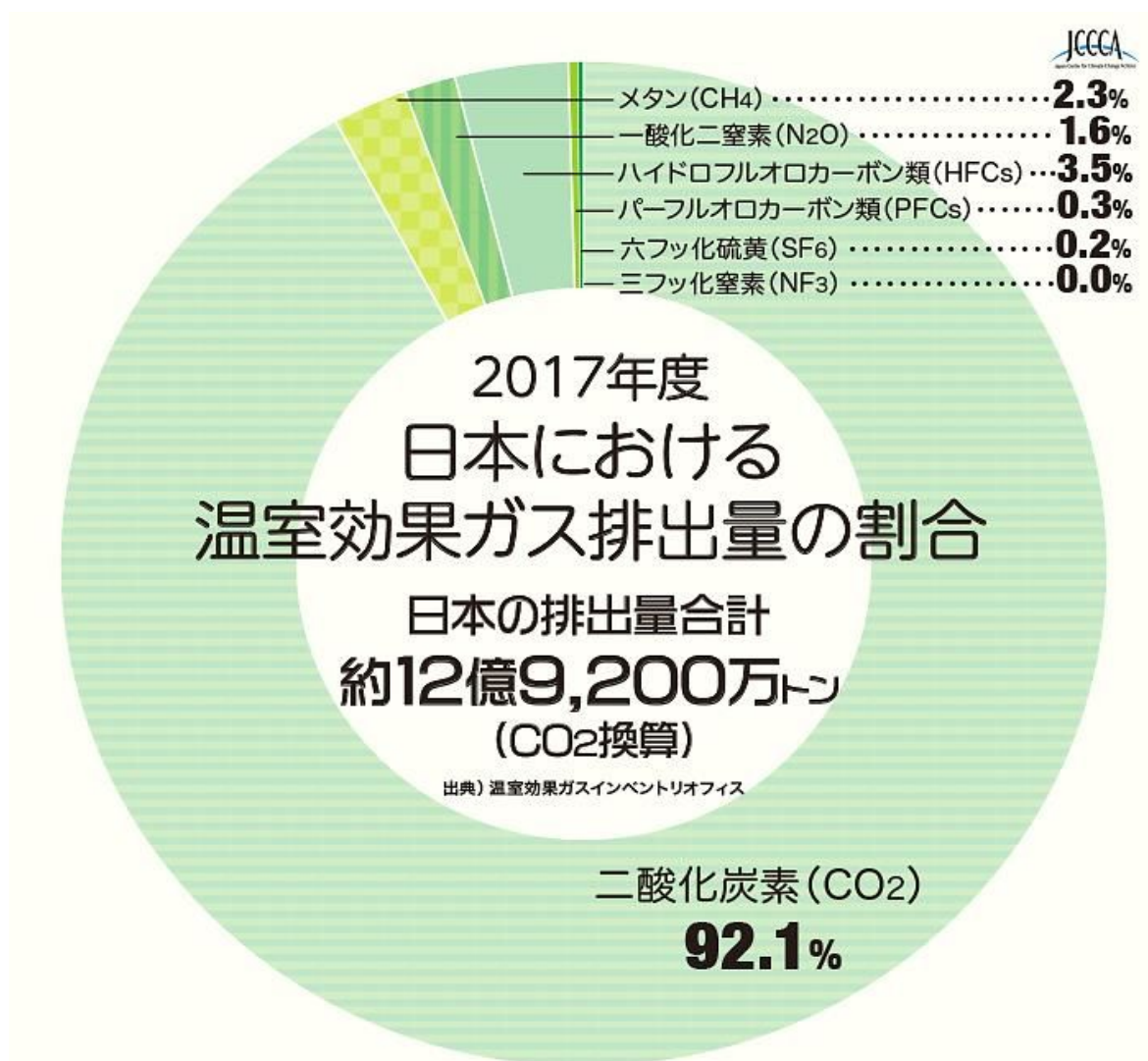
施設名称	担当部局・課室	施設分類
役場庁舎	総務課	行政施設
役場公用車	総務課	行政施設
情報通信歌登サブセンター	総務課	行政施設
防災倉庫	総務課	行政施設
ホテルニュー幸林	まちづくり推進課	観光施設
うたのぼりグリーンパークホテル、健康回復村	まちづくり推進課	観光施設
道の駅マリーンアイランド岡島	まちづくり推進課	観光施設
三笠山展望閣	まちづくり推進課	観光施設
枝幸バスターミナル	財政課	その他の施設
枝幸保育所	町民課	保健福祉施設
音標保育所	町民課	保健福祉施設
歌登保育所	町民課	保健福祉施設
枝幸学童保育所	町民課	保健福祉施設
枝幸子ども会館	町民課	保健福祉施設
枝幸地域子育て支援センター	町民課	保健福祉施設
歌登地域子育て支援センター	町民課	保健福祉施設
歌登児童館・フォレストピアホール	町民課	保健福祉施設
子育てサポート拠点施設にじの森	町民課	保健福祉施設
枝幸リサイクルセンター	町民課	環境衛生施設
枝幸一般廃棄物埋立処分地施設	町民課	環境衛生施設
街路灯、防犯灯	町民課	外灯
公衆浴場はまなす	町民課	環境衛生施設
火葬場・やすらぎ聖苑	町民課	環境衛生施設
保健福祉センター	保健福祉課	保健福祉施設
老人福祉センター	保健福祉課	保健福祉施設
地域活動支援センター	保健福祉課	保健福祉施設

施設名称	担当部局・課室	施設分類
港湾電灯	水産商工課	外灯
公共育成牧場	農林課	産業施設
枝幸除雪センター	建設課	行政施設
公園電灯	建設課	外灯
水道課事務所	水道課	行政施設
枝幸南部浄水場	水道課	環境衛生施設
枝幸浄水場	水道課	環境衛生施設
歌登浄水場	水道課	環境衛生施設
枝幸公共下水道終末処理場	水道課	環境衛生施設
歌登公共下水道終末処理場	水道課	環境衛生施設
総合支所庁舎	総合支所	行政施設
歌登バスターミナル	総合支所	その他の施設
南宗谷ゴルフ場	総合支所	観光施設
高齢者センター	総合支所	保健福祉施設
公衆浴場うたのぼり湯	総合支所	環境衛生施設
うたのぼり交流センター歌種	総合支所	社会教育施設
パークゴルフセンターハウス	総合支所	体育施設
森林館	総合支所	観光施設
さけの里資料館	総合支所	観光施設
歌登リサイクルセンター	総合支所	環境衛生施設
歌登一般廃棄物埋立処分地施設	総合支所	環境衛生施設
歌登除雪センター	総合支所	行政施設
街路灯、防犯灯、公園電灯	総合支所	外灯
B&G 海洋センター	教育委員会(学教)	体育施設
ふれあいの里交流ハウス	教育委員会(学教)	社会教育施設
山村広場グラウンド	教育委員会(学教)	体育施設
歌登屋内グラウンド	教育委員会(学教)	体育施設
歌登町民文化会館	教育委員会(学教)	社会教育施設
歌登球場	教育委員会(学教)	体育施設
枝幸小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
問牧小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
目梨泊小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
岡島小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設

施設名称	担当部局・課室	施設分類
山臼小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
風烈布小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
音標小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
歌登小学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
枝幸中学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
枝幸南中学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
歌登中学校	教育委員会(学教)	学校教育施設
教育委員会事務所	教育委員会(学教)	行政施設
学校給食センター	教育委員会(学教)	学校教育施設
図書館	教育委員会(社教)	社会教育施設
オホーツクミュージアムえさし	教育委員会(社教)	社会教育施設
総合体育館	教育委員会(社教)	体育施設
屋内多目的グラウン	教育委員会(社教)	体育施設
勤労青少年ホーム	教育委員会(社教)	産業施設
三笠山スキー場	教育委員会(社教)	体育施設
枝幸球場	教育委員会(社教)	体育施設
中央コミュニティセンター	教育委員会(社教)	社会教育施設
国民健康保険病院	病院	医療施設
歌登診療所、介護老人保健施設うたのぼり	病院	医療施設
消防本部	南宗谷消防組合	消防施設
枝幸消防署	南宗谷消防組合	消防施設
歌登分署	南宗谷消防組合	消防施設
消防団	南宗谷消防組合	消防施設

2.6 対象とする温室効果ガスの種類

本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている7種類の物質のうち、排出量の殆どを占めている「二酸化炭素」とします。



※出典) 温室効果ガスインベントリオフィス及び全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

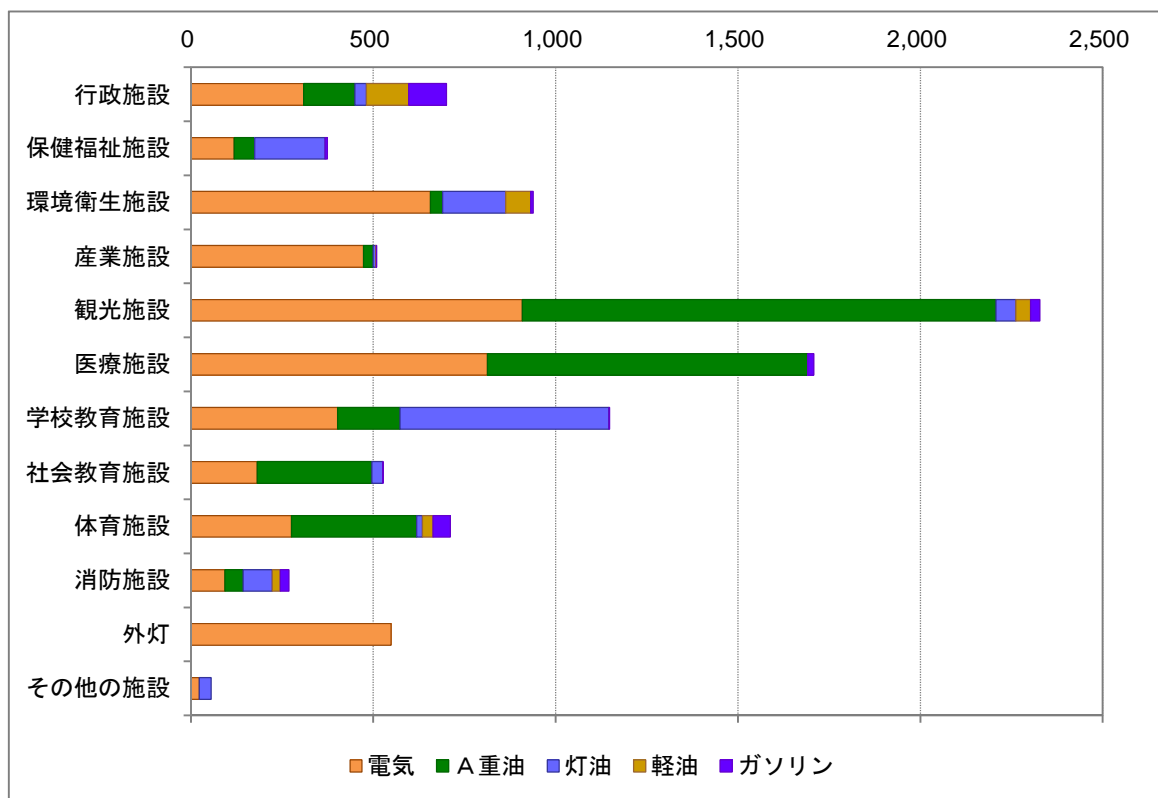
ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン、重油等化石燃料の燃焼、電気の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用、冷蔵庫の冷媒等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気機械設備の電気絶縁ガス、半導体の製造
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチング等

3 温室効果ガス排出量の状況

本計画が対象とする温室効果ガスである二酸化炭素の基準年度（2016年度）における排出状況については、次のとおりです。

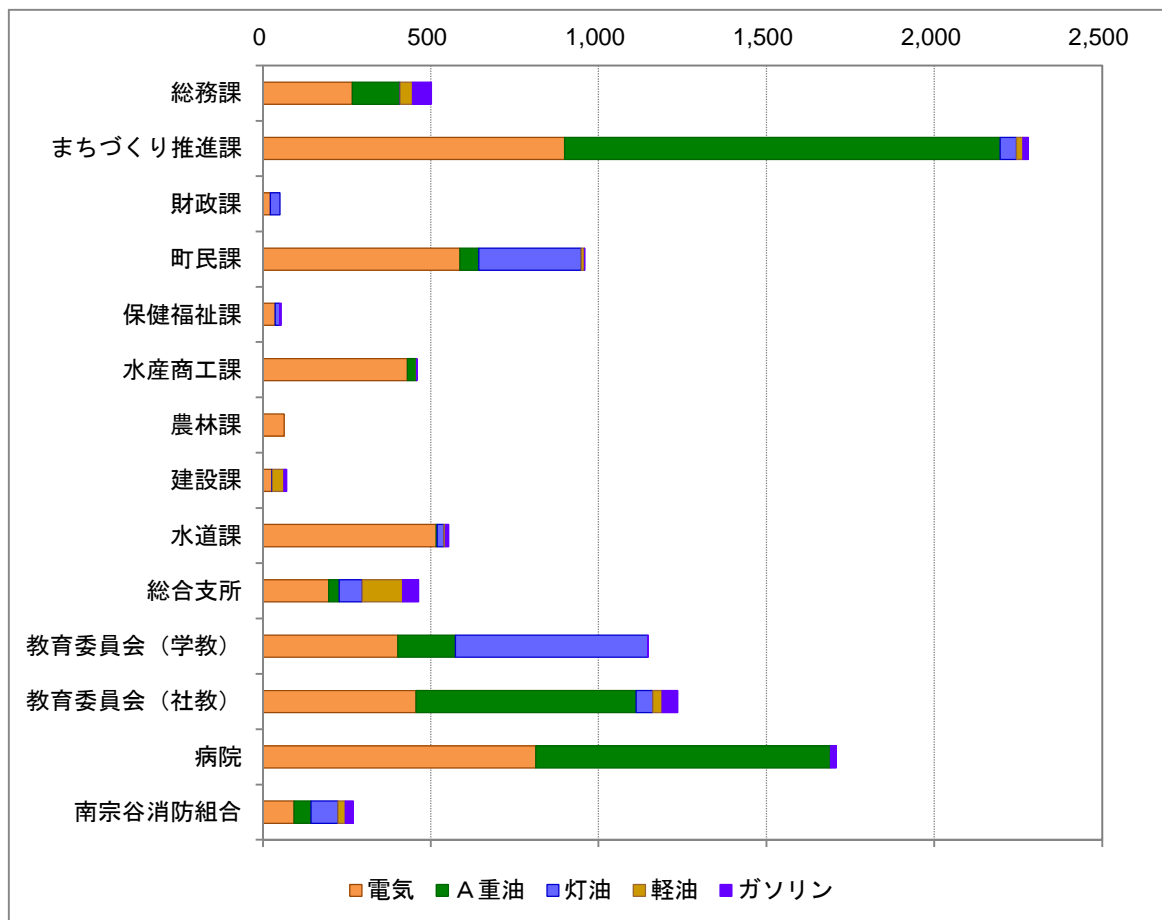
① 施設分類・発生源別の二酸化炭素排出量（単位：t-CO₂）

区分	電気	A重油	灯油	軽油	ガソリン	合計
行政施設	309	141	31	116	104	701
保健福祉施設	119	56	193	0	6	374
環境衛生施設	657	33	173	68	7	938
産業施設	473	27	7	1	1	509
観光施設	909	1,298	55	40	26	2,328
医療施設	813	878	0	0	17	1,708
学校教育施設	402	171	573	0	2	1,148
社会教育施設	182	314	30	0	1	527
体育施設	276	343	16	29	47	711
消防施設	93	50	80	22	24	269
外灯	549	0	0	0	0	549
その他の施設	23	0	33	0	0	56
合計	4,805	3,311	1,191	276	235	9,818



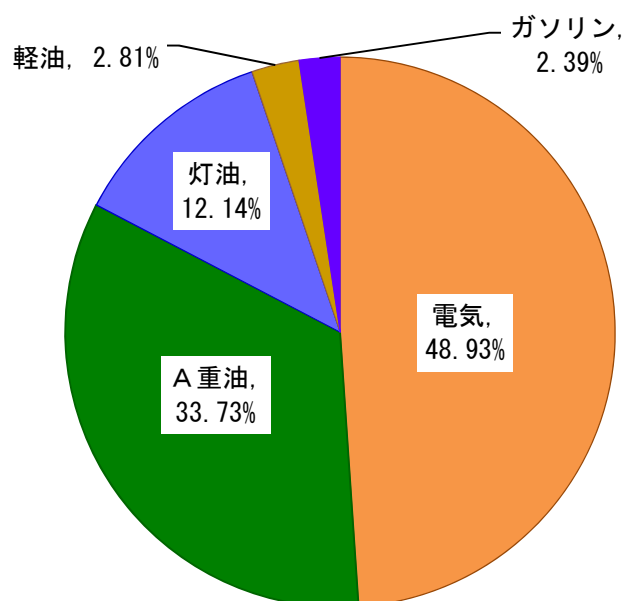
② 所管課別の二酸化炭素排出量 (単位：t-CO2)

区分	電気	A重油	灯油	軽油	ガソリン	合計
総務課	266	141	1	38	56	502
まちづくり推進課	898	1,298	49	19	16	2,280
財政課	22	0	29	0	0	51
町民課	587	56	305	10	1	959
保健福祉課	37	0	13	0	5	55
水産商工課	430	27	0	1	1	459
農林課	63	0	0	0	0	63
建設課	26	0	2	34	9	71
水道課	516	3	20	5	9	553
総合支所	196	31	69	120	48	464
教育委員会 (学教)	402	171	573	0	2	1,148
教育委員会 (社教)	456	656	50	27	47	1,236
病院	813	878	0	0	17	1,708
南宗谷消防組合	93	50	80	22	24	269
合計	4,805	3,311	1,191	276	235	9,818

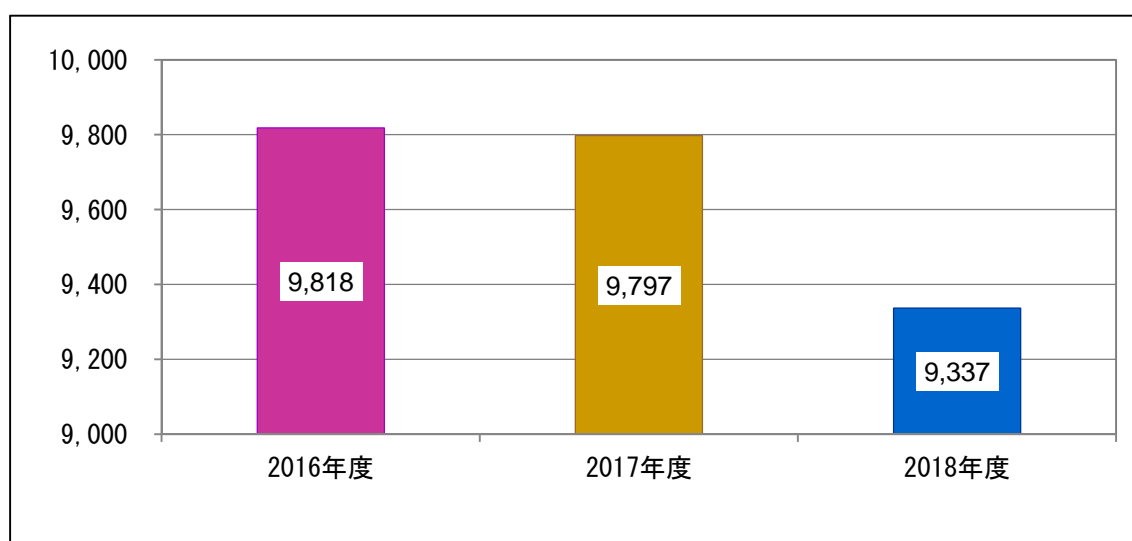


③ 発生源別の割合

電気	48.93%
A重油	33.73%
灯油	12.14%
軽油	2.81%
ガソリン	2.39%



④ 各年度ごと総排出量の推移 (単位: t-CO2)



総排出量が年々減少している理由は、エネルギー供給割合の高い「電気」及び「A重油 (暖房)」の節約を各公共施設において積極的に実施したことや、防犯灯及び一部小中学校のLED化を図ったことによるものです。

また、電気料については、観光施設、医療施設、環境衛生施設、外灯の割合が高く、A重油については、観光施設、医療施設の占める割合が特に高くなっています。

4 計画の目標

4.1 温室効果ガス排出削減目標

本計画は、温対法第 21 条に基づき、本町の 2016 年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の中期目標に基づき、目標年度である 2030 年度に、本計画の基準年度である 2016 年度比で 40%削減することを目標とします。

～排出削減目標～

項目	基準年度 (2016 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガスの排出量	9,755 t-CO ₂	5,853 t-CO ₂
削減率	—	40%

4.2 森林吸収源対策

森林吸収源対策については、本町は総面積の約 81%が森林面積であること、地球温暖化計画においても対策強化が挙げられていますので、本計画における温室効果ガス排出量の算定には含めることはできませんが、地球温暖化対策として引き続き保全に取り組んでいきます。

なお、本町における現在の温室効果ガスの森林吸収量は、次のとおり推計する。

～森林資源の構成～

- (1) 育成林：人工林で必要な施業（手入れ）が行われているもの
- (2) 天然生林：天然林（施業されたものも含む）が行われているもの
- (3) 無立木地等：無立木地及び林地以外のもの（※計算対象外）

区分	人工林 (育成林)	天然林		無立木地 (除外森林)	合計
		人工林 (未施業森林)	天然生林		
民有林	15,913	25,497	888	1,227	43,525
国有林	10,498	36,167	0	952	47,617
合計	26,411	61,664	888	2,179	91,142

※上記については、民有林は「平成 30 年度森林調査簿」、国有林は「R1 宗谷流域国有林野等所在市町村長有志協議会資料」より抜粋

～森林資源の構成～

区分	面積A	単位面積吸収量B	森林吸収量C
人工林	26,411	1.35	35,655
天然林	62,552	0.42	26,272
合計	88,963		61,927

※単位面積吸収量 (1ha 当りの吸収量) は、林野庁資料を適用

5 目標達成に向けた取り組み

本計画は、以下の方針に基づき、本町の事務・事業における地球温暖化対策を推進します。この基本方針に基づき、各担当課長の指揮のもと、職員一人ひとりが主体的に取り組を進めます。

(1) 施設等の設備のLED化、高効率化改修

外灯及び全施設のLED化を実施するとともに、暖房による温室効果ガスの排出量が特に多い観光施設及び医療施設の設備に係る部品・部材の交換による高効率化改修に取り組みます。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における「トップランナー制度」により、今後さらなる省エネ機器が開発・製造されていくため、すべての施設・設備の更新、備品購入時には積極的にこれらを導入します。

(2) 公共施設等の再配置

公共施設等総合管理計画により、中長期的な視点による計画的・戦略的な再編成・管理に取り組み、解体・用途転換・複合化により施設総量の縮減を図ります。特に保健福祉施設、社会教育施設、体育施設、観光施設、学校教育施設、その他の施設については、老朽化しているものが多いため、更新・改修時には統廃合または縮減により効率化を進めます。

(3) 公用車等の適正化

公用車両適正配置計画により更新する際には、ハイブリッド車に代表される低燃費車を選定するとともに稼働状況を検証し、量的削減に取り組みます。また、エコドライブ、アイドリングストップに努めるとともに、出張時における車両の乗り合わせなどによる燃料の削減についても取り組みます。

(4) 職員の意識改革

地球温暖化対策、省エネを意識し、次の事項について積極的に推進します。

- ア 昼休み・時間外における不必要箇所及びトイレの消灯
- イ 暖房・給湯機の適正な温度管理
- ウ 効率的な業務遂行による残業時間の削減
- エ ノー残業デーの徹底
- オ クールビズ・ウォームビズの推進
- カ 両面印刷、裏面コピーによる用紙の削減
- キ E O S 放送、町HP活用によるペーパーレス化の推進
- ク 詰め替え、継ぎ足し可能な製品の購入
- ケ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入
- コ ごみ分別をはじめとした3Rの推進

6 推進体制・進捗管理

6.1 計画の推進体制

本計画を推進するためのカーボン・マネジメント体制は、町長を委員長とした「枝幸町地球温暖化対策庁内委員会」により取り組むこととし、全職員を対象とします。

(1) 枝幸町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長並びに教育長を副委員長とし、各課長を地球温暖化対策推進責任者として構成し、計画の推進状況報告を受け、取り組み方針の指示を行うとともに、改定・見直しに関する協議・決定を行います。

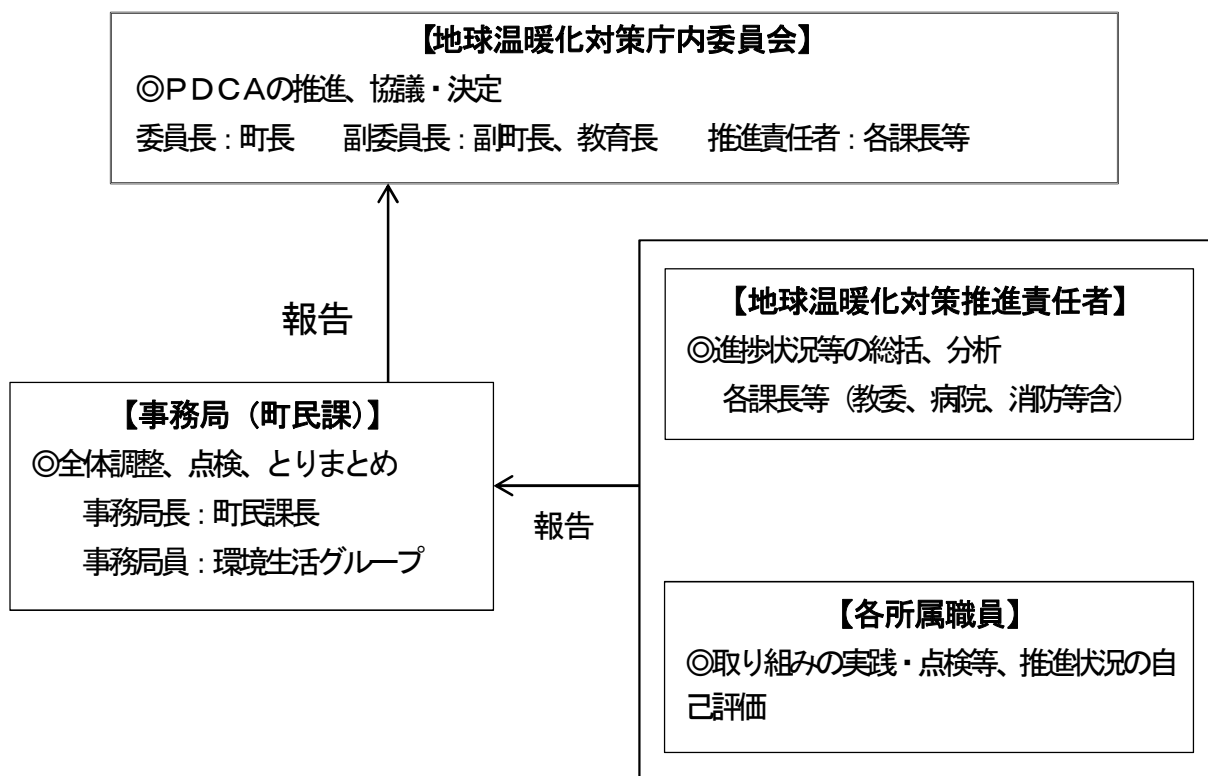
(2) 地球温暖化対策庁内委員会事務局

町民課長を事務局長とし、町民課環境生活グループ職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行い、各課の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進責任者

各課長が担当し、現場における指示を徹底するとともに、実行状況を事務局に定期的に報告します。

〈推進体制組織図〉



6.2 計画の進捗管理

本計画は、①Plan（計画）、②Do（実行）、③Check（点検・評価）、④Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、「毎年行うPDCA」を繰り返すとともに、「見直し予定時期までの期間内におけるPDCA」を行います。

(1) 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取り組み方針を決定します。

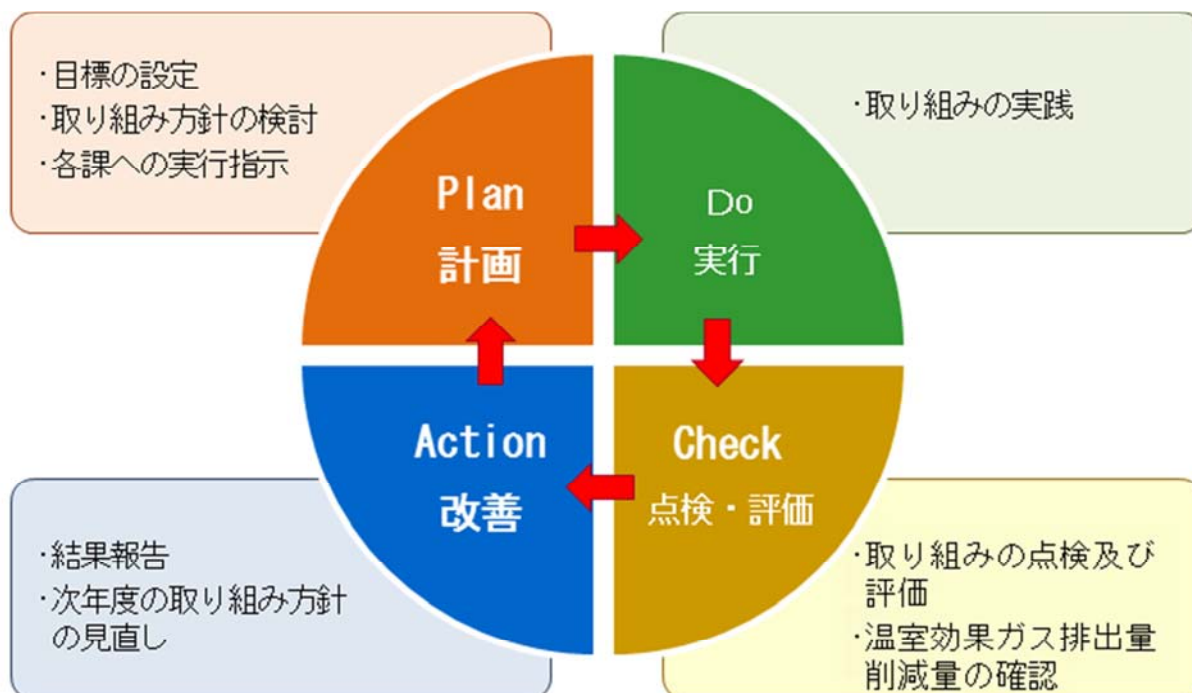
(2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は、毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には見直します。

(3) 外部監査体制

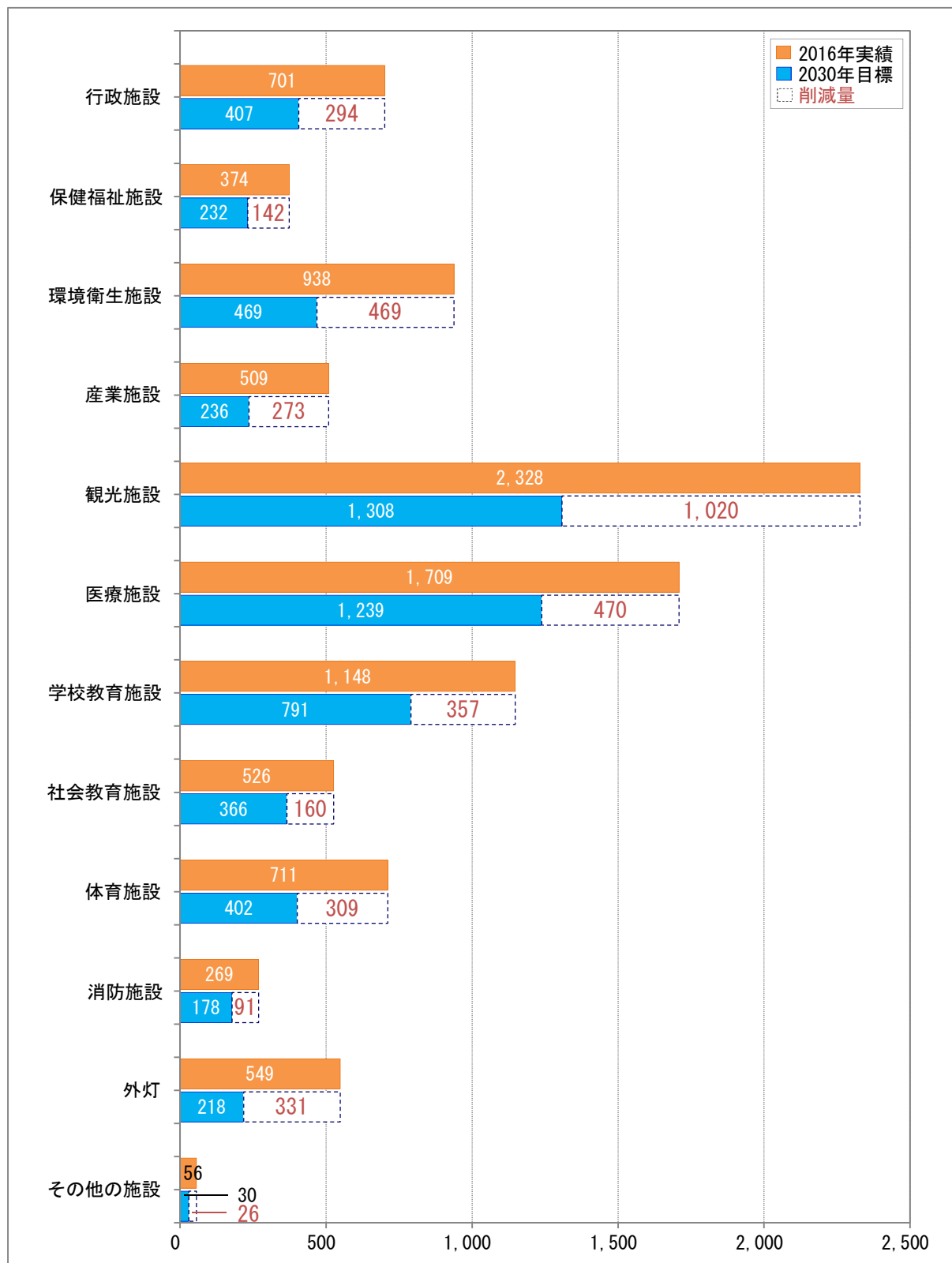
計画をより強力・確実に遂行していくにあたり庁内体制のみならず、町監査委員への報告を毎年度行い、2030年度（目標年度）における国の掲げる目標と遜色のない温室効果ガス削減目標の達成を目指します。

〈PDCAサイクル〉

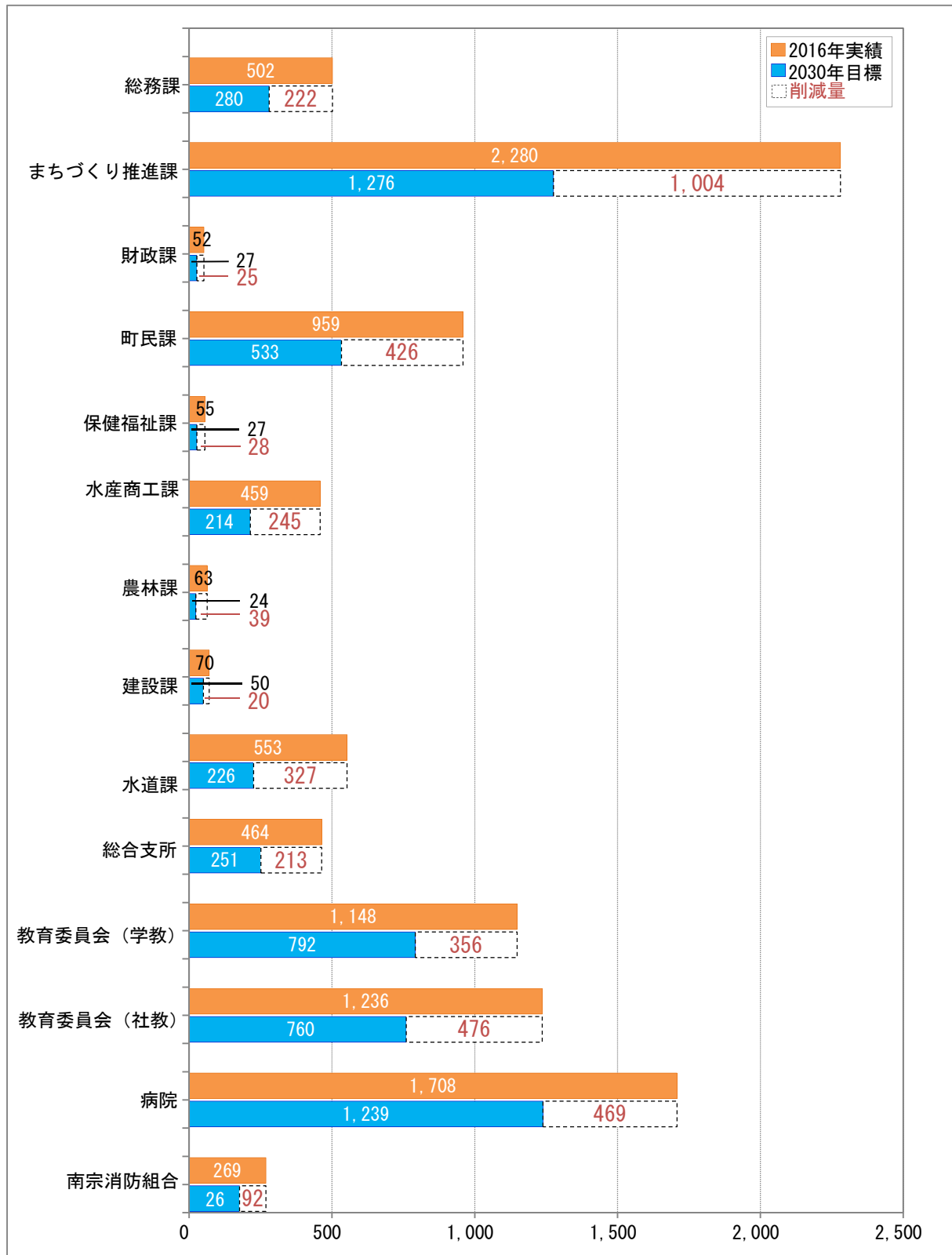


6.3 目標年度（2030年度）における二酸化炭素排出量

① 施設分類・発生源別の二酸化炭素排出量（単位：t-CO2）



② 所管課別の二酸化炭素排出量 (単位：t-CO2)



7 SDGsの取り組み

7.1 SDGsの概要

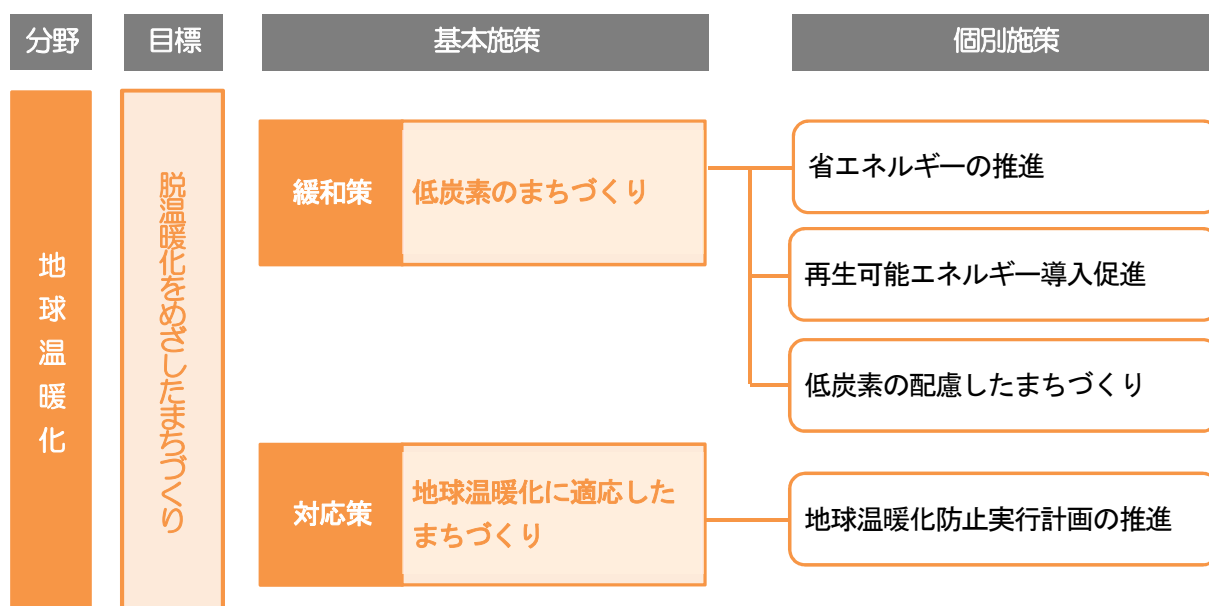
平成27年9月に国連サミットにおいて、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取り組み「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030アジェンダは、先進国を含むすべての国に適用される国際目標で、その中核となる「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17の目標・169のターゲットから構成されています。日本においても平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）の実施方針」を決定し、SDGsの実現に積極的に貢献するとしています。

この実施方針には、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠であり、地方自治体の各種計画等の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励する旨が記載されています。

このため、枝幸町においても各施策に関連するSDGsの目標を明確にし、SDGsの実現に貢献していきます。



7.2 本計画におけるSDGsの目標



 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>目標 7</p>	<p>～エネルギーをみんなにそしてクリーンに～ すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>ターゲット① 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>ターゲット② 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> <p>目標 9</p>	<p>～産業と技術革新の基盤をつくろう～ 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
	<p>ターゲット① 9.4 2030年までに、資源効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> <p>目標 13</p>	<p>～気候変動に具体的な対策を～ 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>ターゲット① 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。</p> <p>ターゲット② 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>

